

(案)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」別記1「介護施設等の整備に関する事業」新旧対照表（案）

新	旧																
<p>別記1</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>(ア) に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とするが、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 整備区分</p> <p>「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。((4)ウ及び(7)の事業を除き、以下同じ。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設 (開設)</td> <td>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）</td> </tr> <tr> <td>増築（床）</td> <td>既存の施設等の現在定員の増員を図るために整備すること。</td> </tr> <tr> <td>改築 (再開設)</td> <td>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。 この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）	増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るために整備すること。	改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。 この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の	<p>別記1-1</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>(ア) に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 整備区分</p> <p>「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。((4)ウ及び(7)の事業を除き、以下同じ。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設 (開設)</td> <td>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）</td> </tr> <tr> <td>増築（床）</td> <td>既存の施設等の現在定員の増員を図るために整備すること。</td> </tr> <tr> <td>改築 (再開設)</td> <td>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。 この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）	増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るために整備すること。	改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。 この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の
整備区分	整備内容																
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）																
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るために整備すること。																
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。 この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の																
整備区分	整備内容																
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）																
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るために整備すること。																
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。 この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の																

(案)

新		旧	
	定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。		定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。	増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。
イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業		イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業	
<p>介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和<u>6</u>年度中に着工することとする。</p> <p>（ア）・（イ）（略）</p>		<p>介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和<u>5</u>年度中に着工することとする。</p> <p>（ア）・（イ）（略）</p>	
ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業		ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業	
災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1		災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1	

(案)

新	旧
<p>項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ)に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。</p> <p><u>なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローノーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。</u></p> <p>(対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> a 広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 b 広域型(定員30人以上)の介護老人保健施設 c 広域型(定員30人以上)の介護医療院 d 広域型(定員30人以上)の養護老人ホーム e 広域型(定員30人以上)のケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス(特定施設入居者 生活介護の指定を受けないもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)に変更する場合も対象とする。) f 広域型(定員30人以上)の介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県における整備に限る。) <p>エ 災害イエローノーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</p> <p>(略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 整備内容</p>	<p>項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ)に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> a 広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 b 広域型(定員30人以上)の介護老人保健施設 c 広域型(定員30人以上)の介護医療院 d 広域型(定員30人以上)の養護老人ホーム e 広域型(定員30人以上)のケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス(特定施設入居者 生活介護の指定を受けないもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)に変更する場合も対象とする。) f 広域型(定員30人以上)の介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県における整備に限る。) <p>エ 災害イエローノーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</p> <p>(略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 整備内容</p>

新	旧
<p>災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について対象とすることができる。</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床（削る） ・ <u>また、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</u> <p>なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。 ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。 	<p>原則災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について<u>も</u>対象とすることができる。</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床 ・ <u>また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）</u> ・ <u>さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</u> <p>なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。 ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。

(案)

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。 <p>イ・ウ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ)（略）</p> <p>(ウ)（略）</p> <p>（削る）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。 <p>イ・ウ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ)（略）</p> <p>(ウ)（略）</p> <p><u>（エ）介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</u></p> <p style="color: red;">・介護老人保健施設</p> <p style="color: red;">・ケアハウス</p> <p style="color: red;">・特別養護老人ホーム</p> <p style="color: red;">・介護医療院</p> <p style="color: red;">・認知症高齢者グループホーム</p> <p>イ（略）</p> <p><u>ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業</u></p> <p><u>（ア）対象事業</u></p> <p style="color: red;"><u>介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。</u></p> <p style="color: red;"><u>なお、いずれも、定員規模は問ないこととし、c、d及びjについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4m²を維持したままの病床</u></p>

(案)

新	旧								
<p>ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業</p> <p>次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する</p>	<p>の転換)を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0m²を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。</p> <p>a 介護老人保健施設 b 介護医療院 c ケアハウス d 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13m²以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。） e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合） f 認知症高齢者グループホーム g 小規模多機能型居宅介護事業所 h 看護小規模多機能型居宅介護事業所 i 生活支援ハウス j サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(イ) 整備区分</p> <p>「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">整備区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">創設</td><td style="padding: 5px;">既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">改築</td><td style="padding: 5px;">既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">改修</td><td style="padding: 5px;">既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。</td></tr> </tbody> </table> <p>エ 介護施設等における看取り環境整備推進事業</p> <p>次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のため</p>	整備区分	整備内容	創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。	改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。	改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。
整備区分	整備内容								
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。								
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。								
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。								

(案)

新	旧
<p>経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。</p> <p>また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。</p> <p>(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 介護老人保健施設 (ウ) 介護医療院 (エ) 養護老人ホーム (オ) 軽費老人ホーム (カ) 認知症高齢者グループホーム (キ) 小規模多機能型居宅介護事業所 (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p>	<p>の個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。</p> <p>また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。</p> <p>(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 介護老人保健施設 (ウ) 介護医療院 (エ) 養護老人ホーム (オ) 軽費老人ホーム (カ) 認知症高齢者グループホーム (キ) 小規模多機能型居宅介護事業所 (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p>
<p>工 共生型サービス事業所の整備推進事業</p> <p>障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア) 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） (イ) 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所 (エ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (5)～(7)（略）</p>	<p>オ 共生型サービス事業所の整備推進事業</p> <p>障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア) 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） (イ) 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所 (エ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>

(案)

新	旧
<p>3 助成額の算定方法</p> <p>(1) 算定方法</p> <p>都道府県計画に記載された事業について、別表1－1の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。</p> <p>ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表1－1の(3)及び(7)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。<u>また、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業については、別表1の(6)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じた額を助成額とする。</u></p> <p><u>なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p>(5)～(7) (略)</p> <p>3 助成額の算定方法</p> <p>(1) 算定方法</p> <p>都道府県計画に記載された事業について、別表1－1の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。</p> <p>ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表1－1の(3)及び(7)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。</p> <p><u>また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p>

別表1

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 单位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な
・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	<u>2,820</u> 千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数	

別表1－1

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 单位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>4,880</u> 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な
・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>61,000</u> 千円	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～ <u>61,000</u> 千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	<u>2,600</u> 千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>4,880</u> 千円	整備床数	

(案)

新			旧						
・都市型軽費老人ホーム	2,110 千円	整備床数	・都市型軽費老人ホーム	1,950 千円	整備床数				
・認知症高齢者グループホーム	15,000～39,600 千円	施設数	・認知症高齢者グループホーム	15,000～36,600 千円	施設数				
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～39,600 千円	施設数	・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～36,600 千円	施設数				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円	施設数	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円	施設数				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～39,600 千円	施設数	・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～36,600 千円	施設数				
・認知症対応型デイサービスセンター	14,100 千円	施設数	・認知症対応型デイサービスセンター	13,000 千円	施設数				
・介護予防拠点	10,500 千円	施設数	・介護予防拠点	9,710 千円	施設数				
・地域包括支援センター	1,410 千円	施設数	・地域包括支援センター	1,300 千円	施設数				
・生活支援ハウス	42,100 千円	施設数	・生活支援ハウス	38,900 千円	施設数				
・緊急ショートステイの整備	1,410 千円	整備床数	・緊急ショートステイの整備	1,300 千円	整備床数				
・施設内保育施設	14,100 千円	施設数	・施設内保育施設	13,000 千円	施設数				
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,280 千円	整備床数	・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,880 千円	整備床数				
介護施設等の合築等									
・別記1-1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	・別記1-1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる				
空き家を活用した整備※									
※以下の範囲で都道府県知事が定める額									
・認知症高齢者グループホーム	10,500 千円	施設数	・認知症高齢者グループホーム	9,710 千円	施設数				
・小規模多機能型居宅介護事業所			・小規模多機能型居宅介護事業所						
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			・看護小規模多機能型居宅介護事業所						
・認知症対応型デイサービスセンター			・認知症対応型デイサービスセンター						
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備※									
※以下の範囲で都道府県知事が定める額									
・特別養護老人ホーム	1,330 千円	定員数	・特別養護老人ホーム	1,230 千円	定員数				
・介護老人保健施設			・介護老人保健施設						
・介護医療院			・介護医療院						
・養護老人ホーム			・養護老人ホーム						
・軽費老人ホーム			・軽費老人ホーム						
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備※									
※以下の範囲で都道府県知事が定める額									
事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。									
事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。									

(案)

新				旧				
特別養護老人ホーム及び併設されるショーツステイ用居室	2,000~ <u>5,280</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		特別養護老人ホーム及び併設されるショーツステイ用居室	2,000~ <u>4,880</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
介護老人保健施設	25,000~ <u>66,000</u> 千円	施設数		介護老人保健施設	25,000~ <u>61,000</u> 千円	施設数		
介護医療院	25,000~ <u>66,000</u> 千円	施設数		介護医療院	25,000~ <u>61,000</u> 千円	施設数		
養護老人ホーム	<u>2,820</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		養護老人ホーム	<u>2,600</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~ <u>5,280</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~ <u>4,880</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~ <u>5,280</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~ <u>4,880</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
災害イエローフィールドに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額				※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
特別養護老人ホーム及び併設されるショーツステイ用居室	2,000~ <u>5,280</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		特別養護老人ホーム及び併設されるショーツステイ用居室	2,000~ <u>4,880</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
介護老人保健施設	25,000~ <u>66,000</u> 千円	施設数		介護老人保健施設	25,000~ <u>61,000</u> 千円	施設数		
介護医療院	25,000~ <u>66,000</u> 千円	施設数		介護医療院	25,000~ <u>61,000</u> 千円	施設数		
養護老人ホーム	<u>2,820</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		養護老人ホーム	<u>2,600</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~ <u>5,280</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~ <u>4,880</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~ <u>5,280</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~ <u>4,880</u> 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		
注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。				注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。				
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業								
1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費				介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費				
定員 30 名以上の広域型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		定員 30 名以上の広域型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		

(案)

新				旧						
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	989 千円	定員数	床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	914 千円	定員数	床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。			
定員 29名以下の地域密着型施設等※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額			定員 29名以下の地域密着型施設等※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額					
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設	989 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	16,600 千円	施設数	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設	914 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	15,300 千円	施設数	
(削る)	(削る)			(削る)	(削る)					
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費（介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。）※				※以下の範囲で都道府県知事が定める額						
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 				239 千円	定員数 (転換前床数)					
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費										

(案)

新			旧		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費			※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
定員 30 名以上の広域型施設等※			定員 30 名以上の広域型施設等※		
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 			<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 		
496 千円			458 千円		
定員数			定員数		
特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号・厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号・厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。		
定員 29 名以下の地域密着型施設等※			定員 29 名以下の地域密着型施設等※		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 			<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 		
496 千円			458 千円		
定員数			定員数		
※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。			※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
8,250 千円			7,630 千円		
施設数			施設数		
248 千円			229 千円		
定員数			定員数		
248 千円			229 千円		
施設数			施設数		
2,480 千円			2,290 千円		
施設内保育施設			介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費※		
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費※			※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防拠点 			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防拠点 		
118 千円			109 千円		
1 か所			1 か所		
介護予防拠点における参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。			介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。		

(案)

新				旧					
(3) 略				(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業					
1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費		
既存施設のユニット化改修※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額				既存施設のユニット化改修※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額					
「個室 → ユニット化」改修	1,410 千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。	「個室 → ユニット化」改修	1,300 千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一緒に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。		
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,820 千円			「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,600 千円				
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 (削る)				ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 <u>エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設</u> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム					
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修 (削る)	865 千円	整備床数	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	800 千円	整備床数				
(削る)				<u>介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備（介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）※</u> ※以下の範囲で都道府県知事が定める額					
(削る)				<u>介護老人保健施設</u> <u>介護医療院</u> <u>ケアハウス</u> <u>有料老人ホーム</u> <u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u> <u>認知症高齢者グループホーム</u> <u>小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>生活支援ハウス</u> <u>サービス付き高齢者向け住宅</u>				転換前 床数	
(削る)				創設 2,440 千円					
(削る)				改築 3,020 千円					
(削る)				改修 1,220 千円					
介護施設等の看取り環境の整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額				介護施設等の看取り環境の整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額					

(案)

新				旧			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 							
		<u>4,130</u> 千円	施設数			<u>3,820</u> 千円	施設数
共生型サービス事業所の整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額				<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 		共生型サービス事業所の整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 		<u>1,230</u> 千円	事業所数			<u>1,130</u> 千円	事業所数

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(5) 民有地マッチング事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 单位	4 対象経費
民有地マッチング事業※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	<u>6,610</u> 千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・整備候補地等の確保支援	<u>5,410</u> 千円	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	<u>5,290</u> 千円	1か所	

注) 介護施設等とは、(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 单位	4 対象経費	5 補助率

(5) 民有地マッチング事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 单位	4 対象経費
民有地マッチング事業※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	<u>6,110</u> 千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・整備候補地等の確保支援	<u>5,000</u> 千円	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	<u>4,890</u> 千円	1か所	

注) 介護施設等とは、(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 单位	4 対象経費

(案)

新					旧				
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,100 千円	都道府県知事が認めた台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するため必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	4,710 千円	都道府県知事が認めた台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するため必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業									
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,180 千円	1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するため必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。	2/3	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	1,090 千円	1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するため必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に	

(案)

新					旧				
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,070 千円	1か所	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3	・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,540 千円	1か所	要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
・家族面会室の整備等経費支援	4,130 千円	施設・事業所		2/3	・家族面会室の整備等経費支援	3,820 千円	施設・事業所	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,160 千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,070 千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これ	

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(案)

新	旧			
(7) 略 (削る) (削る)				と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(7) 略

別記 1-2

別表 1-2